土交通大臣が定める書面」を「自動車型式指定規則第三条第一項の規定による独立行政法人自動車技術総合機構に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第四項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める書面」に改め、同号の表イの項中「小型自動車」の下に「（乗車定員十人の自動車であって、車両総重量が三・五トンを超えるものを除く。）」を加え、同表ロの項からヘの項までの規定中「専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車」を「イに掲げる自動車」に改め、同条第二号及び第三号中「第五条」を「同条」に改め、同号の表中「十人」を「九人」に改め、同条第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　次条第三号の表の下欄に掲げる基準に適合することについて同条の認定を受けようとする自動車は、第一号の規定により試験車が走行したのち、次の表の上欄に掲げる自動車の種類に応じ、同表の中欄に掲げる排出物に含まれる測定物質について、同表の下欄に掲げるそれぞれの値の測定を行うこと。

自動車の種類	排出物	値
乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車のうち、乗車定員十人の自動車であって、車両総重量が三・五トンを超えるものを除く。）	細目告示別添四十二「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物（以下「WLTCモード法排出物」という。）	WLTCモード法排出物に含まれる測定物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）

第五条に次の一号を加える。

三　前条第四号に規定する試験方法による場合

自動車の種類	基準
イ　前条第一号の表のイ、ロ及びトに規定する自動車（軽油又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車を除く。）	別表第六各号の基準のいずれか
ロ　前条第一号の表のハに規定する自動車（軽油又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車を除く。）	別表第七各号の基準のいずれか
ハ　前条第一号の表チに規定する自動車（軽油又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車を除く。）	別表第八各号の基準のいずれか

第六条第四号中「第五条」を「前条」に、「指定、承認又は改造認定」を「指定又は改造認定」に改め、同条第五号を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二　国土交通大臣は、第五条の認定が行われた自動車について、不正の手段により当該認定を受けたことが判明したときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定により、第五条の認定が行われた自動車につき、当該認定を取り消す場合には、あらかじめ、当該自動車に係る第二条の申請者の意見を聴くものとする。

第七条各号列記以外の部分中「行われた」を「行われている」に改め、同条第三号中「第四条第二号又は第三号」を「第四条第二号、第三号又は第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は前条第一項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

別表第五の次に次の三表を加える。

別表第六　第五条第三号の表イの自動車に係る第五条の認定の基準（第五条関係）

当該基準の内容		基準
第四条第二号の排出物に含まれる測定物質について同表の下欄に掲げるそれぞれの値	一酸化炭素	一　平成三十年基準排出ガス二十五％低減レベル　一・一五以下
	非メタン炭化水素	〇・〇五超〇・〇七五以下
	窒素酸化物	〇・〇二五超〇・〇三八以下
	粒子状物質	微量
	一酸化炭素	二　平成三十年基準排出ガス五十％低減レベル　一・一五以下
	非メタン炭化水素	〇・〇二五超〇・〇五以下
	窒素酸化物	〇・〇一三超〇・〇二五以下
	粒子状物質	微量
	一酸化炭素	三　平成三十年基準排出ガス七十五％低減レベル　一・一五以下
	非メタン炭化水素	〇・〇二以下
	窒素酸化物	〇・〇一三以下
	粒子状物質	微量

備考

一　別表第一の備考第一号の規定は、この表における用語の定義に準用する。

二　別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車が適合する基準の選定の方法に準用する。

別表第七　第五条第三号の表ロの自動車に係る第五条の認定の基準（第五条関係）

当該基準の内容		基準
第四条第二号の排出物に含まれる測定物質について同表の下欄に掲げるそれぞれの値	一酸化炭素	一　平成三十年基準排出ガス二十五％低減レベル　二・五五以下
	非メタン炭化水素	〇・〇七五超〇・一一三以下
	窒素酸化物	〇・〇三五超〇・〇五以下
	粒子状物質	微量
	一酸化炭素	二　平成三十年基準排出ガス五十％低減レベル　二・五五以下
	非メタン炭化水素	〇・〇三八超〇・〇七五以下
	窒素酸化物	〇・〇一八超〇・〇三五以下
	粒子状物質	微量
	一酸化炭素	三　平成三十年基準排出ガス七十五％低減レベル　二・五五以下
	非メタン炭化水素	〇・〇三八以下
	窒素酸化物	〇・〇一八以下
	粒子状物質	微量

備考

一　別表第一の備考第一号の規定は、この表における用語の定義に準用する。

二　別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車が適合する基準の選定の方法に準用する。